

相談室だよ！

令和5年度 No.5

令和6年1月29日(月)
杉並区立高南中学校
スクールカウンセラー
渡辺 優子



高南中学校で、スマホでのトラブルが複数起きています。

1月24日には1年生の学年集会で「ITリテラシー」についての話がありました。今日はその先、「ルールを守らなかった人にはどのようなことが起きるか」についてのお話です。

画像を勝手にアップした人はどうなる？——警察につかまるかも！自分の将来が危うくなるかも！

勝手にアップするとどんな罪に問われる可能性があるのでしょうか？3つの影響があります。

①刑事事件になる可能性がある

警察に捕まり、裁判を受け、判決に応じて懲役や罰金などの罰則を受けます。少年であっても、悪質と認められれば刑罰を科すことも可能になりました。学校へ行くことも、自宅へ帰ることも許されません。電話もメールもできません。問われる可能性のある罪は以下の通りです。

脅迫罪（例：言うことを聞かないと仲間全員が無視するぞ！と言って動画を撮る）

強要罪（例：嫌がる相手に土下座させる）

名誉毀損罪（例：こいつはこういう恥ずかしいことをしたんだよ！とタイトルやコメントを付ける＝相手の名誉を傷つけることになる）

また、「プライベートゾーン（水着で隠れる、その人だけの大事な身体の部分）」をさらした場合はリベンジポルノ防止法違反（他人のプライベートゾーンをアップする）

児童ポルノ防止法違反（中学生は18歳以下なので画像を持っているだけで罪。保護者でもダメ。

お子さんのプライベートゾーンの画像があったら削除して下さい）

に問われる可能性があります。

②民事事件になる可能性がある

逮捕されなかったとしても、相手が「損害を受けた」と訴えた場合、損害賠償金を払わなければいけない可能性があります。昨年夏に、回転ずし店でしょうゆボトルをなめた動画の賠償請求は約6700万円でした。高額になりますね。

③「デジタルタトゥー」で、将来に影響が出る可能性がある

ネット空間に上げられた情報が、いれずみ（タトゥー）のようにいつまでも消えずに残ることをデジタルタトゥーと言います。いつまでも検索可能になるので、「アップしたのはこの人」と特定された場合（①②で裁判やニュースになった場合だけでなく、IPアドレス等からも特定されてしまいます）将来、以下のような影響が考えられます。（裏へ続く）

「画像をアップした人」とネットで特定された場合の影響

学校を特定されて問題となり、退学処分

進学先の推薦の取り消し

就職の時に SNS を調べられ、内定取り消し

結婚するときに相手の人が調べることで、婚約破棄

家族の情報を特定され、家族の勤務先に迷惑電話がかかる…など

自分は忘れても、検索すれば出てきてしまいます。世の中は忘れてくれません。「アップしないこと」が大切です。

画像をアップされないために気を付けること

自分の画像がアップされないようにも気を付けましょう。注意することは2つです。

①プライベートゾーンは他人に見せない

小さい頃はふざけて見せあったこともありましたが？当時は見せあって楽しかったでしょう？今はどうですか？中学生ではもうNGです。更衣室などでもやめましょう。大人になったら見せるだけで罪となります。

②嫌だと思う画像は撮影しない、させない

自分でプライベートゾーンを撮影してアップしても、罪に問われます。今後、ネット上での人間関係が広がっていく時、これを思い出してください。交際相手から「裸の写真を撮りたい」と言われた時…ネット上の「知人」から「裸の写真を送って」と言われた時…デジタルタトゥーを思い出してください。絶対に撮らない、撮らせないようにしましょう。

ITリテラシーの授業を受けたので、「みんなが困ることはやめましょう」とわかっているとは思いますが。それでも、「これくらい大丈夫だね」という心もあるかもしれないので、あえて厳しい現実の話をしてみました。心配になった人は、相談室にお話しにきてください。



今後の開室日は、2月5日、19日、26日。3月4日、11日です。生徒の皆さんは昼休み・放課後にお待ちしています。保護者の方のご予約は 03-5377-7593（相談室直通）まで。開室日以外は学校大代表にお電話の上、担任の先生または養護教諭経由でご予約ください。